鶴岡市中央公民館(庄内)視聴覚ライブラリー利用案内

1. 視聴覚ライブラリーの利用方法 (教材借用の流れ)

(1) 借用する教材を選ぶ

- ・「庄内視聴覚ライブラリー視聴覚教材一覧(26年3月31日最終版)」から 借用する教材を選びます。
- ・借用できる期間は、1週間(搬送日含む)、教材3本までです。



(2) 電話で予約する(平日の8:30~17:15)

・借用する1週間前までに電話で予約します。 (鶴岡市以外の教材を借りる場合は2週間前まで)

鶴岡市中央公民館 TEL25-1050 視聴覚ライブラリー担当

☆予約する際に伝えていただきたい事

- ①借用する団体名
- ②教材の所属、ジャンル、番号、タイトル、教材形態
 - 例) 鶴岡市 マンガ-○○○、「△△△△△」16 ミリ
 - ※鶴岡市市外の教材を借りる場合、借用できるか照会する必要がありますので、 折り返しの電話連絡となります。
- ③使用日と借用期間
- ④教材の受け取り方法



(3) 教材借用申請書を提出する

- ・電話予約が済んだら「教材借用申請書」を記入し、中央公民館宛に提出してください。
- ・借用申請書は、鶴岡市中央公民館のホームページからダウンロードできます。 各施設(地域庁舎、コミセン等)にも置いてあります。



- (4) 教材の受け取り(中央公民館窓口またはお近くの地域庁舎やコミセン等)
- (5) 上映!
- (6) 教材を返却します
 - ・同封の使用報告書も忘れずに記入してください

<裏面もご覧ください。利用について、留意事項を記載しております>

2. 利用にあたっての留意事項

- (1)次の団体等が利用できます。※個人での利用はできません
 - ①鶴岡市立小学校、中学校
 - ②公民館、町内会、自治会、コミュニティセンター、地域活動センターなど 公民館や住民団体等
 - ③教育関係機関・団体(保育園、幼稚園、子ども(育成)会、PTA等)
 - ④市の各課等

(2) 次の場合は、利用ができません。

- ①個人の利用
- ②興業等営利目的の利用
- ③特定の政治活動や宗教活動を支持、支援するための利用
- ④その他当ライブラリー設置目的や趣旨に添わないと認めた場合

(3) 16mm教材について

従来は、借用時に庄内視聴覚教育協議会発行の操作許可証(ナンバー等)の提示が必要でしたが、現在は不要です。ただし、上映にあたっては許可書のある方から指導を受けるなど、取り扱いについて十分注意をお願いします。

(4) 教材の善良な管理をお願いします

以下の事例が多くなっています。破損・紛失に気をつけて善良な管理に努めてください。

- ① 温度湿度による破損(特に、冬季の上映時のビデオデッキ結露)
- ② 教材のケースの入れ間違い
- ③ VHSビデオのまき戻し忘れ
- ④ 教材紛失
- ※教材・機材を紛失または破損した場合は、すみやかに報告してください。 教材の修理費用や買い替え費用などを弁償していただくことがあります。
- ※16mm教材の屋外映写は禁止です。

ご不明な点は下記までお問合せください。

〒997-0046 鶴岡市みどり町 22番 36号 鶴岡市中央公民館 ☎25-1050